

平成23年(コ)第364号仮処分決定の誤りを正し 仮処分異議申立事件での公正な決定を求める要請書

日本国憲法は、国民の「言論、出版、表現の自由」、勤労者の「団結権、団体交渉権、団体行動権」を基本的な権利として保障するとともに、労働組合が行う宣伝活動についても正当な組合活動として保障しています。

こうした中、大阪地裁第1民事部は、平成23年5月10日、北港観光バス株式会社が全日本建設交通一般労働組合大阪府本部(以下、建交労という)の宣伝活動を妨害するために申し立てた「街宣活動禁止等仮処分」事件について、憲法で保障された労働組合の宣伝活動を禁止する前代未聞の仮処分決定をおこないました。しかも、裁判所は、何が会社の名誉や信用を毀損し、業務を妨害するのかについての理由を一切示さずに決定しており、これは問題と言わざるを得ません。

ご承知の通り北港観光バスでは、建交労を敵視し、これを排除するため、組合員への解雇や配置転換、出勤停止処分、配車差別による賃金差別、さらには通勤途上災害で休業していた組合員を「職場復帰の見込みがない」と決めつけ退職扱いにするなど異常な組合つぶしの不当労働行為をおこなっています。また、時間外手当の未払いなどの労基法違反が行われています。そしてこの労使紛争は、大阪地裁第5民事部において係争されています。建交労は、北港観光バスの違法行為を正し、労使紛争の解決をはかるため、北港観光バス周辺での宣伝活動をとりにくくしました。

ところが今回、大阪地裁第1民事部が行った「街宣活動禁止等」仮処分決定は、憲法で保障された言論・表現の自由や労働者の団結権・団体行動権などの基本的権利を蹂躪し、労働組合の正当な宣伝活動を禁止するという許し難い暴挙であり、労働者の切実な要求の実現をめざすことを目的とする労働組合運動の根幹に係わる重大な問題であります。

よって、私たちは、貴裁判所が、上記仮処分決定の誤りを正し、建交労が申し立てた「仮処分異議申立」事件について、憲法の趣旨にそった公正な決定をおこなっていただくよう要請いたします。

以上

2011年5月 日
大阪地方裁判所第1民事部 御中

住 所

団体名

印

代表者

印